

FSC®中核的労働要求事項に関する方針

1. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。また、18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

2. 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重する。

3. 職業と雇用における差別の排除

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別を行わない。

4. 結社の自由、団体交渉権

規則に基づき、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団体交渉権を尊重する。

2024年8月31日

宏和樹脂工業株式会社

代表取締役社長 鶴田 和也